

第1章 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の趣旨

常滑市は、平安時代末期に始まる常滑焼の産地であり、瀬戸、信楽、越前、丹波、備前と並ぶ日本六古窯の一つとして広く知られています。

常滑焼の生産を支えてきた「やきもの散歩道地区」には、レンガ煙突や黒板塀の工場、焼き物を利用した擁壁などがあり、独特な景観が形成されています。

本市では、第4次常滑市総合計画（平成18年3月策定）及び常滑市都市計画マスタープラン（平成21年2月策定）において、やきもの散歩道地区の景観を保全する旨の位置付けがされています。

こうしたことから、本市は、平成20年8月、景観法(※1)に基づく景観行政団体(※2)になり、具体的な景観施策を進めるため、「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定したものです。

※1 景観法とは

景観法は、平成16年に公布され、良好な景観の形成を図ることを目的として、景観形成に関する基本理念や国等の責務、景観計画の策定、景観計画区域等における規制などを定めています。

基本理念では、良好な景観を国民共通の資産としています。また、景観計画を策定した区域における建築物の建築等に対する届出・勧告という緩やかな規制・誘導を基本としています。

※2 景観行政団体とは

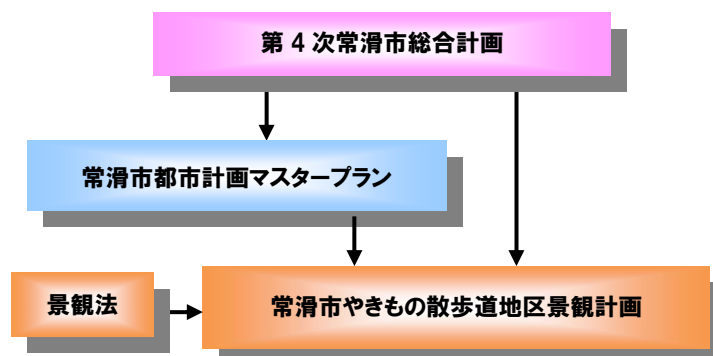
景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体となるものです。

都道府県や政令指定都市・中核市は法施行により自動的に景観行政団体となりましたが、常滑市は、愛知県知事の同意を得て景観行政団体になりました。

景観行政団体は、法に規定する景観計画を定めることができ、また、計画に基づき景観重要建造物等を指定することにより、その補修等に対して国の支援制度の活用が可能となります。

2. 景観計画の位置付け

この景観計画は、景観法第8条に規定される「良好な景観の形成に関する計画」で、第4次常滑市総合計画及び常滑市都市計画マスタープランといった上位計画に適合する内容としています。



3. 景観計画策定の経過

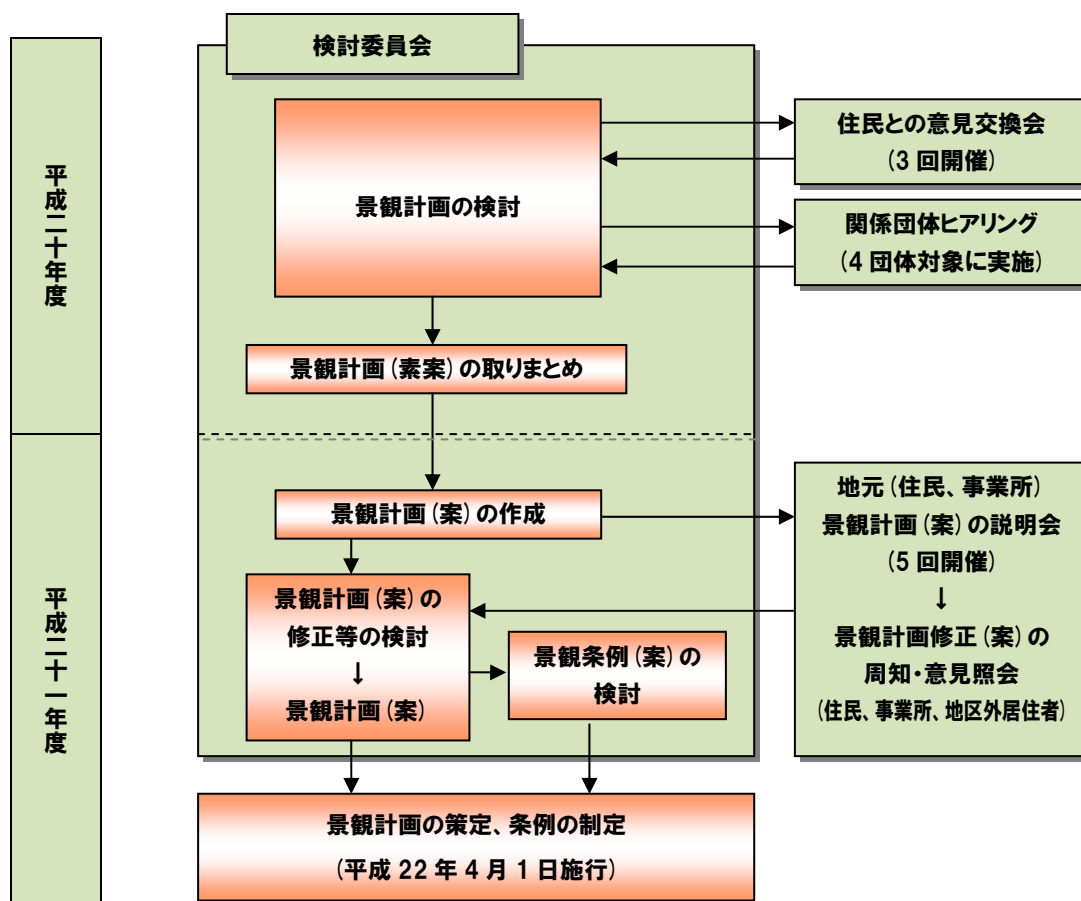
景観計画の検討は、平成 20 年 7 月に設置した検討委員会を中心に行いました。検討委員会は、学識者、地区や関係団体の代表者等で構成しました。

検討過程においては、地区居住者との意見交換会を開催するとともに、地区に関する団体にヒアリングを行うなど、地元関係者の意見の反映に努めながら、平成 20 年度末に景観計画(素案)を取りまとめました。

平成 21 年度には、景観計画(素案)を地元説明用に整理した計画(案)について、改めて地元関係者の意見を反映しながら修正等の検討作業を進め、景観計画を策定しました。

また、景観計画の決定に合わせて、景観計画の運用に必要となる景観条例を制定しました。

＜景観計画策定の流れ＞



そのほか、平成 21 年度には、景観計画に関連して、地区の環境改善策及び観光客のマナー向上策、地区での景観形成に寄与する取組への助成制度についても検討し、順次、実施していく予定です。